申請から認定までの流れ
（小・中学校　在校生）

・以下の①～⑥の流れで手続きが行われます。

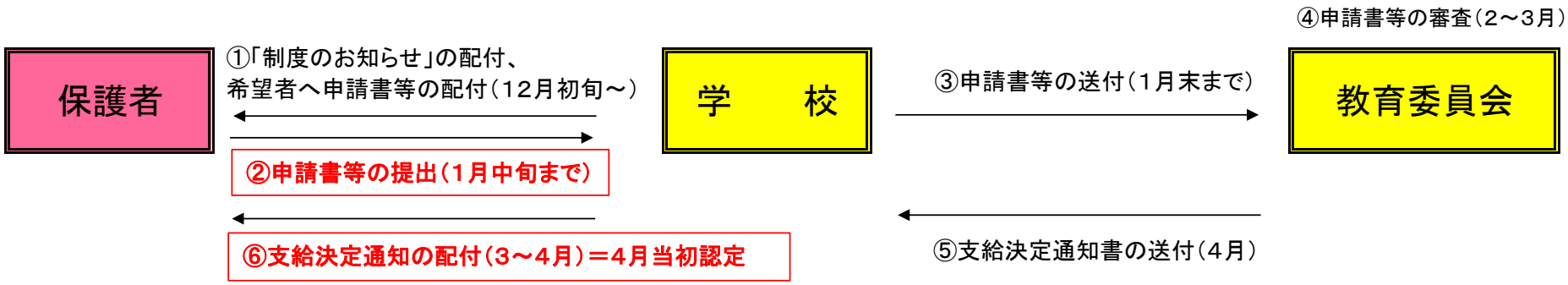

※上記の「申請書等」とは、「就学援助申請書（様式1）」、「委任状兼口座振込依頼書（様式1―1）」のことです。
　また、「支給決定通知等」とは、「就学援助費支給決定通知書（様式2）」、「就学援助申請の審査結果について（様式3）」のことです。
※上記は年度当初認定における事務の流れです。年度中途の申請については、毎月1日を学校への提出期限とし、基本的に申請書提出日の翌月1日付け認定対象として審査を行います。
　審査結果は、認定月の末日までに学校へ通知します。事務の流れは、概ね当初認定に準ずるものとし、申請希望者に申請書等を配布、受理後、名簿と併せて委員会へ提出ください。
※上記において、提出等の期限を1日としていますが、各々の期限において1日が休日等の場合、休日等の前日の開庁日を期限として取り扱ってください。